

会議録（平成29年度第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成29年8月25日（金） 午後1時30分～
- 2 場 所 愛知県自治センター 6階 第602会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員
（県建設部）建設企画課長、道路建設課主幹、公営住宅課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①平成29年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について
 - ②第4回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ③第2回委員会 会議録の確認について
 - ④第2回委員会 修正評価調書の確認について
 - ⑤対象事業の審議について
 - ⑥その他
 - （3）閉会

1 平成29年度事業評価監視委員会の予定（変更）について

事務局より変更箇所及び理由について説明。

特に意見なし。

[結論] 変更について了承する。

2 第4回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第4回の対象事業は、「再評価」が、河川事業、海岸事業、農業農村整備事業の計5件、「事後評価」が、漁港漁場事業、農業農村整備事業の計4件の合計9件である。

「再評価」は、事業種別のバランスを考慮して、河川事業、海岸事業、農業農村整備事業、それぞれから抽出する。

河川事業では、「庄内川水系新川圏域」、「矢作川水系乙川圏域」とともに、大規模な事業であることから、2つの事業とも抽出する。

海岸事業では、「田原・豊橋海岸」を抽出する。

農業農村整備事業では、事業内容がともに「排水機場」の整備であり、事業期間延伸理由も「地元調整の難航」と同じであることから、事業規模の大きい「前野地区」を抽出する。

「事後評価」も再評価と同様、事業種別のバランスを考慮して、漁港漁場事業、農業農村整備事業、それぞれから抽出する。

漁港漁場事業では、「遠州灘地区」を抽出する。

農業農村整備事業では、過去、事業評価監視委員会で審議されていない「福地中部地区」と「小倉地区」を抽出する。

以上、「再評価」から4件、「事後評価」から3件の合計7件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

3 第2回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

4 第2回委員会 修正評価書の確認について

都市整備課から修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

5 対象事業の審議

【事前評価】

(1) 道路事業

①主要地方道名古屋祖父江線及び一般県道給父清須線（名鉄名古屋本線新清洲高架）

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価調書（案）の②事業の効果 2) 貨幣価値困難な効果の評価値の記述が 0.67 になっているため修正すること。

[県] 調書を 0.67→1.00 に修正する。

[委員] (主) 名古屋祖父江線と (一) 給父清須線の 2 路線が対象となっているが事業の進め方に関連性はあるのか。

[県] 当該 2 路線と国道 302 号の限度額立体事業、一級河川五条川の改修の 4 事業で同時に鉄道を高架化し踏切除却を行うため、当該 2 路線も一体的に整備するものである。

[委員] 給父清須線の事業延長に比べ事業費が高い理由を説明して欲しい。

[県] 限度額立体事業は、道路高架（鉄道を高架で跨ぐ）の事業費を算出し、その事業費から平面整備の事業費を引き、その額を限度額として、鉄道高架を行う事業手法である。給父清須線の道路高架においては、直近に名古屋祖父江線があり、名古屋祖父江線の線形変更も必要になるため給父清須線の事業費が高くなっている。事業延長は鉄道高架に伴い、平面整備をする距離が記載されているため、延長と事業費が単純な相関関係になっていない。

[委員] 計画的に事業を進めることについて事前に用地交渉及び買収に関して困難な方を見つけることは重要だと思うが、地元説明会以外で地元住民の意見を聞き取ることを行っているか。

[県] 事業用地に関連する地権者に対しては説明会等を通じて案内をしているが、現段階では困難な方は把握していない。引き続き、地元合意形成に努める。

[委員] 地元合意形成と、地元説明会は関連性があると思うが、説明会の参加者人数等は把握しているか。

[県] 4会場で地元説明会を行い、合計278名の方が参加している。

[委員] 8箇所の踏切がこの事業で除却されることから、交通安全にも寄与する事業だと思うが、その便益が反映されていない。

3便益以外のそういった便益を計上できるよう、機会があれば国土交通省に要望してほしい。

[結論] 主要地方道名古屋祖父江線及び一般県道給父清須線（名鉄名古屋本線新清洲立体）の対応方針（案）について了承する。

②一般国道151号（宮下立体）

道路建設課から説明。

[委員] 他の事業の経験等から、リスクマネジメントとして、事業期間が大きく延びるようなことは今何かあるか。

[県] 今のところ、大きな反対等はない。

[委員] 今回の立体に合わせて、JR、名鉄の鉄道も越えた方が良いのではないか？

[県] JR、名鉄と交差する今回の整備予定区間の西側は、平成28年3月に無料化をされた小坂井バイパスとしてすでに立体化している。本事業はそこから繋がり、国道1号を含めた3交差点を立体化する事業である。

[委員] 代替案の比較検討について、整備の段階が示されており、代替案が示されていないのではないか。

[県] 将来的には4車線の立体が必要と考えているが、まず暫定的に2車線の早期整備が必要であることの整理をしているためこのような記載をしている。

[委員] 都市計画決定はされているものの、代替案の比較検討であれば国道1号と国道151号のどちらを立体にするのかなどの比較について記載すべきではないのか。

[県] 設計までは行っていないが、国道1号と国道151号どちらを立体化するのか検討はしており、国道1号を上げる場合、沿道の利用状況等により、事業の実現性等の観点から厳しいと判断した。

[委員] それが代替案と考えられるので、調書の修正をもって、一般国道151号（宮下立体）の対応方針（案）について了承する。

【事後評価】

（1）道路事業

①一般国道248号（豊田南拡幅）

道路建設課から説明。

[委員] 事業採択時における事業費の内訳について現在「—」表記となっているが、よいのか。

[県] 平成28年度第3回事業評価委員会において、事業評価監視委員会で審議されていない過年度の計画値を「—」表記することとしており、今回の記載としている。

[委員] 事業採択時の混雑度が未記入になっているが、把握しているのか。

[県] 事業採択時の平成10年度の混雑度は1.75である。

[委員] 事業目標として、「渋滞のないスムーズな移動空間の提供」とあるが、混雑度は減少しているが数値としては1.0を越えており、目標を達成したとは言いがたいのではないのか。

[県] 本整備により、混雑度が減少しており、一定の効果があったと考えている。

[委員] 混雑度のみでは、交通状況の改善を把握することが難しい面があるため、旅行速度を測るなど、複数の要素により検討した上で評価した方がいいのではないのか。

[県] 道路交通センサスにより旅行速度の経年変化を確認したが、大きな変化は見られなかった。その要因の一つとして、周辺道路からの大きな交通量の転換もみられなかったことから、沿道に店舗が出来たことによる、誘発交通の増加、店舗利用による交通集中などが推察される。

[委員] 交通量が増加して、旅行速度が変化していないということは、交通量は増えたが整備後の交通環境が改善していないことになりかねない。そのため、要因や理由を他の要素から検討し、今後の道路事業のために改善すべきことを整理し記載することが重要である。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 調書の修正をもって、一般国道248号（豊田南拡幅）の対応方針（案）について了承する。

②主要地方道名古屋津島線

道路建設課から説明。

[委員] アンケート調査においては様々な意見を聞く必要があると思うが、どのような意見が出ているか。

[県] 具体的な回答としては「先線整備への期待」に関する意見や、「渋滞解消要望」に関する意見をいただいている。

[委員] 整備後の現道交通量は減少し、旅行速度も上昇しているが、現道に比べバイパス部の旅行速度が低いなど、十分に目標を達成しているとは言えない。西側の先線の整備をしなければ解消しないのであれば、そのように評価すべきである。

[県] 名古屋津島バイパスとしては、今回の事業区間は一部であり、全線開通することで効果が十分発揮されると認識している。

ただ、本事業としてもバイパスと現道との接続部が混雑しているが、バイパスと現道との並行する区間のみを比較すると旅行速度は低くないため、本整備により一定の効果があつたと考えている。

[委員] 効果が出たこと、改善が必要なことを整理した上で、発現状況及び改善措置の必要性を修正すること。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 調書の修正をもって、主要地方道名古屋津島線の対応方針（案）について了承する。

【事前評価】

（２） 公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：費用対効果（B／C）算出方法

公営住宅課から説明。

[委員] 計算式による推計値である近傍同種家賃と、実勢価格が合っているかは確認しているか。将来的に、推計値と実勢価格で乖離が生じることもあり得るのか。

[県] 将来的な乖離は完全には否定できないが、近傍同種家賃の実勢価格については調査しておらず、公営住宅法施行令で規定された計算式による近傍同種家賃が市場価格として判断している。

[結論] B／C算出方法について了承する。

②公営住宅等整備事業：原山台住宅２丁目・清水住宅南地区

公営住宅課から説明。

[委員] 過去に余剰地を民間活用した事例はあるか。

[県] 平針住宅では0.12haを福祉施設として活用している。近年では西御堂住宅で1.6haを一部は戸建住宅、一部は福祉施設として活用している。

[委員] 建設中、入居者はどこに移転するのか。

[県] 他の住棟への仮移転などにより入居者を移転させ、既設住棟を除却し、そこに新しい住棟を建て、次の建て替える既設住棟から新しい住棟に移転させた後にその既設住棟を除却し、そこにまた新しい住棟を建てるといったサイクルを繰り返している。

[委員] 従前の入居者分の必要戸数を確保することは、必要以上の戸数を建設することにはならないか。

[県] 基本的には現状の入居者分を確保した必要戸数を建設するが、事業期間が長くなると死亡退去などで入居者が減り、建設した戸数が余ってしまうこともある。そのような場合は一般応募による入居とすることもある。

[委員] 一旦移転された方が戻ってこないこともあるのか。

[県] 既設住棟に仮移転された方は原則、新しい住棟に再度移転していただく。しかし、入居者の希望で、他の県営住宅や民間住宅に本移転される方もおり、それにより建設した戸数に余りが生じれば、一般応募を行う。

[委員] 入居されている方は高齢者が多いのか、若い世帯が多いのかどのような属性なのか。

[県] 過去の調査により、県営住宅の入居者の高齢化率、独居率とも上がっている。また愛知県全体でも高齢化率が上がっていることは把握している。

[委員] 県営住宅の入居者属性の調査は行っていないのか。

[県] 属性調査については、世帯主の属性、世帯員数しか把握できず、部分的にしか行っていない。

[委員] 世帯属性は家賃算定の係数には影響しないのか。

[県] その世帯の収入のみ影響する。

[委員] 収入区分、年齢区分、独居及び世帯員数などがクロスして把握できるとよい。

[委員] 近傍同種家賃の推計値と、将来的な実勢価格に乖離が生じた場合、B/Cが1を下回る可能性もあるか。

[県] 近傍同種家賃の実勢価格についての把握は難しいが、便益における家賃負担増による控除部分については、収入分位Ⅳの家賃を採用することで、安全側での検討となっており、B/Cの計測値としては妥当であると判断している。

[委員] 近傍同種家賃の変動がどれぐらいだと1を切り、どの収入分位を採用すると1を切るなどの、B/Cを1以上に保つ条件を整理しておくといよい。

[結論] 原山台住宅2丁目・清水住宅南地区の対応方針（案）について了承する。

【事後評価】

（２）公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：依佐美住宅

公営住宅課から説明。

[委員] 再入居された方、新規で入居された方からのアンケートなどにより、感想や評価を調査しての検証は行ったか。

[県] アンケート調査等を行っていない。建替前にはあった苦情が、建替後にはほとんどないことから、移転に対して満足されていると考えている。

[結論] 依佐美住宅の対応方針（案）について了承する。